

「保護預り約款」の改正内容について

平成 28 年 1 月 1 日施行

下線部分改正箇所

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 5 条 (省 略) <u>(共通番号の届出)</u></p>	<p>第 1 条～第 5 条 (省 略) (新 設)</p>
<p>第 6 条 <u>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>(当社への届出事項)</p>	<p>第 6 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。</p>
<p>第 6 条の 2 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p>第 6 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。</p>
<p>2 (省 略)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>第 7 条～第 1 3 条 (省 略)</p>	<p>第 7 条～第 1 3 条 (省 略)</p>
<p>第 1 4 条 お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「取引口座変更届出書」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符号する印影を押捺してご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p>	<p>第 1 4 条 お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「取引口座変更届出書」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符号する印影を押捺してご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p>
<p>2～5 (省 略)</p>	<p>2～5 (省 略)</p>
<p>第 1 5 条～第 2 4 条 (省 略)</p>	<p>第 1 5 条～第 2 4 条 (省 略)</p>
<p>(附則) この約款は、平成 2 8 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p>	

以 上